令和3年度冬季における青森県旅行動機意欲向上策実施業務・企画提案公募要領

1. 委託業務名

令和3年度冬季における青森県旅行動機意欲向上策実施業務

2. 業務概要

(1) 実施目的

- ○全国的な新型コロナウイルス感染症(以下、感染症)拡大の影響から、本県観光を取り巻く 環境は依然として厳しい状態が続いている。
- ○一方、政府においては、ワクチンの接種歴や検査結果が陰性であることを証明すれば11月頃には県境を跨ぐ旅行も容認する可能性が示されており、同時期には他県においても誘客へとつながるような大規模キャンペーン等を実施することが想定される。

以上の点を踏まえると、令和3年度の冬季における本県観光入込客数及び宿泊者数の確実な増加へとつなげるためには、いわゆる「呼び水」となるイベントの実施や、新たなコンテンツの造成などといった、旅行動機意欲を強烈に高める施策を展開する必要がある。

(2) 最優秀提案者(採用者) 数及び見積限度額

- ①最優秀提案者数:1者
- ②見積限度額:55,000千円以内(消費税及び地方消費税額を含む)

(3)履行期限

契約締結の日から令和4年3月29日(火)まで

3. 業務内容

別紙1「令和3年度冬季における青森県旅行動機意欲向上策実施業務委託・仕様書(案)」の とおり。なお、最終的な仕様内容については、本企画提案の最優秀提案者との協議により決定 する。

4. 企画提案公募への参加資格

本業務委託の実施に必要な能力を有し、別紙2「令和3年度冬季における青森県旅行動機意欲向 上策実施業務・企画提案公募参加資格」に掲げる条件を全て満たしている法人とする。

5. 書類提出先

住所:〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1

所属:青森県観光国際戦略局 誘客交流課 国内誘客グループ

電話:017-734-9384 (直通)

FAX: 017-734-8126

E-mail: shinkanko@pref.aomori.lg.jp

担当者名:上野 裕太

6. 本業務実施に当たっての青森県の考え方

項目	詳細
実施趣旨	令和3年度の冬季(1~3月)における、本県観光入込客数及び宿泊者数の確実な増加という「強力な誘客」を目的として実施する。そのため、「来年度以降の継続性」及び「『冬』に着目した誘客策」であることは必須としない。
提案頂きたい 主な内容	「本県で実施する理由付け」や「本県との親和性」を重視した上で、本県に行きたくなる「『呼び水』となるような仕掛け」を提案すること。具体的なイメージは以下のとおり(以下の内容を必ず取り入れる必要はない)。 (例①) 本県に所縁のある著名人を活用した新たな誘客コンテンツの造成やイベントの実施 (例②) 本県ならではのコンテンツを活用した話題性のある体験ブログラム作り (例③) 本県が題材となる映画・小説・ドラマ等とのコラボ企画 等
【参考】 本県観光の トピックス	以下に記載したものについては、必ず企画提案に取り入れるべきものではなく、提案に当たっての参考材料として記載したものである。 ○令和3年7月に「北海道・北東北の縄文遺跡群」が、本県2例目の世界遺産として登録される(1例目は白神山地)。 ○ビヨンドコロナを見据えた本県観光の優位性 >ブランド総合研究所「都道府県魅力度ランキング2020」では14位である一方、株式会社大和ネクスト銀行「国内旅行に関する調査2019」では「(青森県を)旅行したことがある」と答えた人の割合は42位。また、人口密度が低く、いわゆる「密」ではないイメージを生み出しやすい。 ○アートツーリズム(青森アートミュージアム5館連携)の本格的実施 ○青森ねぶた祭り、五所川原立佞武多等といった本県の大型イベントが感染症の影響により2年連続で中止。 ○本県の重要な観光地である下風呂地区が含まれる下北地域が令和3年8月9日の集中豪雨で被災

7. 企画提案公募全体スケジュール:詳細については項目8以降を参照

	期限若しくは日程	内容
1	9月22日	企画提案公募の開始
2	9月28日(火)15時	説明会参加希望書の提出期限
3	9月29日(水)14時~15時	オンライン説明会の実施
4	10月1日(金)15時	参加表明書及び質問書の提出期限
(5)	10月5日(火)12時	質問への回答(全参加表明者にメールで周知)
6	10月14日(木)15時	企画提案書の提出期限
7	10月15日(金)10時~16時	企画提案審査会の実施
	※1者30分程度。時間等の詳細は別途通知。	※感染状況によってはオンライン審査会とする可能
		性があるほか、参加表明者の希望があればオンラ
		インでの実施も可とする。
8	10月18日(月)頃	審査結果の通知
9	10月19日(火)以降	最優秀提案者との契約締結に向けた協議
(10)	10月第5调中 (予定)	契約締結

8.企画提案に係る詳細

(1) 説明会参加希望書の提出

項目	詳細
提出書類	説明会参加希望書(様式1)。説明会への参加を希望しない場合は提出不要。
提出期限	9月28日(火)15時(<u>必着</u>)。
提出先	本公募要領「5.書類提出先」に記載のとおり。
提出方法	代表者印等の押印は不要としているため、メールで1部提出すること。 なお、持参(土、日、祝日を除く)、または郵送の提出を妨げるものではない。
備考	説明会参加希望書(様式1)の提出が確認された場合、早急に担当者から説明会参加希望者に対して、提出確認済みである旨を連絡する。そのため、提出したにも関わらず同日17時までに連絡が無い場合は、電話にて担当者宛にその旨を伝えること(以下、メールで提出する項目は同様の取り扱いとする)。

(2) オンライン説明会の実施

項目	詳細
実施目的	企画提案予定者に対して、本業務の目的・実施趣旨等を改めて説明し、深く理解してもらうことにより「企画提案書の精度向上」及び「効率的かつ効果的な施策の展開」へとつなげる。
日程	令和3年9月29日(水)14時~15時 ※終了時刻は予定。
参加対象者	上記(1)に記載した「説明会参加希望書(様式1)」を提出期限までに提出した者のみ。
実施方法	オンライン会議ツール (Zoom) を活用し、オンラインで実施する。なお、参加 希望者に対しては、担当者から参加URLを9月28日 (火) 18時までにメールで送 付する。

(3) 参加表明書及び質問書の提出

項目	詳細
提出書類	参加表明書(様式2)及び質問書(様式3。質問がない場合は提出不要)
提出期限	令和3年10月1日(金)15時(<u>必着</u>)。
提出先	本公募要領「5.書類提出先」に記載のとおり。
提出方法	代表者印等の押印は不要としているため、メールで1部提出すること。 なお、持参(土、日、祝日を除く)、または郵送の提出を妨げるものではない。
参加資格の可否 及び喪失	参加表明書(様式2)を提出した者は、本企画提案公募への参加資格を有するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとする。 ① 本手続きにおいて、提出した書類等に虚偽の記載をし、または、その他不正な行為をしたとき。 ② 本手続きの期間中に、別紙2「令和3年度冬季における青森県旅行動機意欲向上策実施業務・企画提案公募参加資格」に掲げる要件に該当しなくなったとき。
その他	参加表明書(様式2)の提出後に辞退する場合、速やかに辞退届(様式任意)を提出すること。

(4) 質問への回答

項目	詳細
回答日	令和3年10月5日(火)12時まで
回答方法	すべての質問を集約した上で、全参加表明者に対してメールで回答する。
その他	受付期間以外の質問については回答しないので留意すること。

(5) 企画提案書の提出

項目	詳細
提出書類	様式は任意で、日本産業規格A4又はA3サイズ(折り込むこと)を基本とし、それ ぞれページを付すこととする。
提出期限	令和3年10月14日(木)15時(必着)。郵送の場合、発送後であっても <u>未着であれば期限内に提出がなかったものとみなす</u> ので留意すること。
提出先	本公募要領「5.書類提出先」に記載のとおり。
提出方法	持参(土、日、祝日を除く)、または郵送により <u>7部</u> 提出すること。 なお、他の提出書類と違い、企画提案書についてはメールでの提出は不可とし ているので留意すること。
記載内容	別紙1「令和3年度冬季における青森県旅行動機意欲向上策実施業務委託・仕様書(案)」に基づき、下記内容を <u>必ず記載</u> すること。 ①実施内容の企画詳細(実施時期、手法、類似例等) ②「本県で実施する理由付け」や「本県との親和性」の説明 ③目標及び効果測定:上記①に係るKPI及び計測方法を記載すること。 ④業務全体スケジュール ⑤業務実施体制 ⑥経費積算書

(6) 企画提案審査会の実施(最優秀提案者の決定)

項目	詳細
日時	令和3年10月15日(金)10時~16時の間。時間及び場所(青森県庁内)の詳細については参加表明書(様式2)が提出された後に、担当者からメールにて通知する。
審査員及び方法	青森県庁職員等で構成される審査員に対して、企画提案者が提出した企画提案書の内容に基づき、企画提案者が 実地 でのプレゼンテーションを行った上で、最優秀提案者を選定する。ただし、県内の感染状況によってはオンライン審査会とする可能性があるほか、参加表明者の希望があればオンラインでの実施も可とする。
プレゼン時間	1者あたりの説明は10分程度とし、その後、審査員による質疑応答を20分程度実施する。
最優秀提案者の 選定	上記(5)「企画提案書の提出」内の「記載内容」に掲げた各項目について評価 し、点数化の上、合計点が最も高い1者を最優秀提案者として選定する。なお、 合計点が最も高い者が複数となった場合は、審査員の協議により選定する。
参加者が 1者の場合	参加者が1者の場合でも、審査会は実施するが、審査員1人あたりの平均点数が満点の1/2未満の場合は「最優秀提案者なし」とする。
オンラインで 実施する場合	通信環境が悪く、接続が途切れた場合でも、その後、10分以上経過した場合は その時点でプレゼンテーションは終了とする。ただし、接続に係る不具合が県 側であると明らかに分かる場合は、改めてプレゼンテーションの時間を確保 する。

(7) 審査結果の通知

項目	詳細
通知日	審査終了後、速やかにメールにより通知(令和3年10月18日(月)を予定)。
その他	審査結果についての質問は受け付けない。

(8) 最優秀提案者との契約締結に向けた協議

- ○最優秀提案者が提出した企画提案書を参考に、業務内容及び契約額の協議を行う。
- ○業務内容に関しては、最優秀提案者の企画提案書の内容をそのまま実施することを約束する ものではなく、詳細について協議の上、決定する。なお、最優秀提案者との協議が合意に至 らなかった場合は、次点の者と協議を行うことがある。
- ○協議が整った場合には、随意契約の相手方として、改めて見積書を徴取した上で、契約を締結する。

9. その他の留意事項

- ○本企画提案に関して使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- ○本企画提案の実施に当たって要した経費(提出書類の作成、郵送代等)は全て参加者の負担とする。
- ○提出された書類等に虚偽の記載がある場合は、当該提案を無効とする。
- ○提出された企画提案書等は、返却しないものとする。
- ○企画提案書等の提出後の修正または変更は原則として認めない。